

5 収集運搬業務の具体的な計画 (車両ごとの用途, 収集運搬業務を行う時間, 休業日及び従業員数を含む。)

(1) 用途

ダンプ(1台) がれき類

脱着装置付キャブオーバ(1台) 紙くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず

密閉式タンク車(1台) 汚泥

(2) 就業時間

月曜日から土曜日、午前8時から午後5時まで

ただし、毎月第二・第四土曜日は休業

- 収集運搬に関して、車両ごとの用途、収集運搬を行う時間などを簡潔に記入してください。
- その他、収集運搬業務の計画に関して特に必要なことがあれば記載してください。

- 政令に規定する使用人とは次のとおりです。
 - ①本店又は支店の代表者
 - ②収集運搬業に関する契約締結権限を有する者
※申請者が個人の場合でも、営業所、出張所、その他これに類する営業拠点で契約締結権限を有する者を置いている場合は計上してください。
- 相談役、顧問等とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者をいいます。

従業員数内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記以外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5	0	0	5	12	6	0	28
人	人	人	人	人	人	人	人